

★ 広島県手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（財政課）

一 改正の要旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の新設など、必要な改正を行った。

1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正に伴う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の新設等

2 旅券法の改正に伴う一般旅券の発給手数料の未交付旅券の発行経費に係る改正及び一般旅券の査証欄増補手数料の廃止

二 施行期日等

1 施行期日

(一) 以外の改正 令和四年十二月二十三日

(二) 旅券法に関する手数料の改正等 令和五年三月二十七日

2 経過措置

一般旅券の発給手数料について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
旅券法に基づく事務のうち、新規発給申請時の現有旅券の確認等		市町

2 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の査証欄の増補申請に係る出頭の要求等		市町

3 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の査証欄の増補申請に係る出頭者への一般旅券の交付等		市町

4 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

令和五年三月二十七日

★ 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）
（自然環境課）

一 改正の理由

広島県立もみのき森林公園について、利用料金制の対象となる施設の範囲を見直すこと等により、民間事業者の投資と創意工夫による公園の魅力向上を図るため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和六年四月一日

★ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第四十七号）（人事課）

一 改正の理由

人事委員会の令和四年十月四日付けの給与勧告などを考慮して、職員の給料月額及び諸手当を改定するとともに、特別職の職員等に支給する期末手当の支給割合を改定するなどのため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

情報に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものにある者に対して、採用から十年以内の期間、月額五万円を限度に初任給調整手当を支給することとした。

(2) 勤勉手当

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正後		改正前
		六月	一二月	
職員（特定幹部職員を除く。）	六月	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の九五
	一二月	一〇〇分の一〇〇	一〇〇分の九五	一〇〇分の九五
特定幹部職員	六月	一〇〇分の一二〇	一〇〇分の一二〇	一〇〇分の一五
	一二月	一〇〇分の一二〇	一〇〇分の一二〇	一〇〇分の一五

2 任期付研究員の給与改定

(一) 給料月額の改定

任期付研究員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

任期付研究員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正後		改正前
		六月	一二月	
任期付研究員	六月	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四五
	一二月	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四五	一〇〇分の一四五

3 特定任期付職員の給与改定

(一) 給料月額の改定

特定任期付職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

(二) 期末手当の改定

特定任期付職員に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正後		改正前
	六月	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四五
特定任期付職員	一二月	一〇〇分の一四七・五		一〇〇分の一四五

4 特別職の職員等の期末手当の改定

県議会議員並びに知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（特別職の職員等）に支給される期末手当の支給割合を次のとおり改定した。

区分	支給月	改正後		改正前
	六月	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四七・五	一〇〇分の一四五
特別職の職員等	一二月	一〇〇分の一四七・五		一〇〇分の一四五

5 短時間勤務会計年度任用職員の給与改定

短時間勤務会計年度任用職員の給与を、1の職員の給与改定に伴い改定した。

三 施行期日等

1 二1(一)及び(二)並びに二2から二4までについては、令和四年十二月二十三日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

2 1以外については、令和五年四月一日から施行する。

★ 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
(条例第四十八号) (教育委員会)

一 改正の理由

人事委員会の令和四年十月四日付けの給与勧告を考慮して、市町立学校職員の給料月額を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

市町立学校職員の給料月額を、人事委員会の給与勧告のとおり改定した。

三 施行期日等

令和四年十二月二十三日から施行し、同年四月一日から適用する。

★ 広島県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）

一 改正の理由

新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延や、大規模な災害の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な場合において、特例として委員がオンラインにより委員会に参加できるようにするため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年十二月二十三日